

生駒市規則第22号

生駒市行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市行政組織規則等の一部を改正する規則

(生駒市行政組織規則の一部改正)

第1条 生駒市行政組織規則(平成6年7月生駒市規則第22号)の一部を次のように改正する。

第2条中「秘書企画課 秘書係 企画係」を 「秘書課 秘書係
市制50周年事業室 事業
企画政策課 企画係 計画係
係」に、「広報広聴係」を「広報広聴係 プロモーション係」に改め、「情
報システム係」を削り、「財政経営課 財政係 経営係」を 「行政経営課 経
営係 収益確保係」に、「市民活動推進係」を「市民活動推進係 自治振興係
」に、「いこまの魅力創造課 魅力創造係
環境モデル都市推進課 環境モデル都市推進係 地球温暖化対策係」
を 「ICTイノベーション推進課 イノベーション推進係 システム管理係
SDGs推進課 SDGs未来都市推進係 低炭素まちづくり推進係」
に、「商工観光課 商業観光係 企業支援係」を 「商工観光課 商工係
観光振興室 観光係」
に、「保護課」を「生活支援課」に、「保護係」を「生活支援係」に、「計画
係 地籍調査係」を「計画係 交通対策係 地籍調査係」に、「営繕第1係
営繕第2係」を「営繕係 保全係」に、「公園管理係」を「公園係」に改め

る。

第4条中「秘書企画課」を「秘書課」に改め、同条秘書系の項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加え、同条企画系の項を削る。

(7) 特命事項の連絡調整に関する事。

第5条を次のように改める。

第5条 秘書課市制50周年事業室が分掌する事務は、次のとおりとする。

事業係

(1) 市制50周年記念事業に関する事。

第5条の次に次の1条を加える。

第5条の2 企画政策課が分掌する事務は、次のとおりとする。

企画係

(1) 特命による重要施策の調整、調査、計画及び推進に関する事。

(2) 課の庶務に関する事。

計画係

(1) 重要な市行政の総合政策及び総合調整に関する事。

(2) 政策情報の収集に関する事。

(3) 行政組織に関する事。

(4) 総合計画審議会に関する事。

(5) まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する事。

第6条広報広聴系の項第7号中「部」の次に「及び課」を加え、同条に次の1項を加える。

プロモーション係

(1) シティプロモーションの推進に関する事。

(2) 都市ブランドの形成に関する事。

第8条情報システム系の項を削る。

第9条生活安全系の項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 保護司に関する事。

第9条の4中「財政経営課」を「行政経営課」に改め、同条財政系の項を削り、同条経営系の項に次の1号を加える。

(4) 課の庶務に関する事。

第9条の4に次の1項を加える。

収益確保係

(1) 収益確保に関する事。

(2) 寄附の採納に関する事。

(3) ふるさと納税に関する事。

(4) 企業版ふるさと納税に関する事。

(5) 寄附を活用した事業の推進に関する事（他課の所管に係るものを除く。）。

第9条の4の次に次の1条を加える。

第9条の5 財政課が分掌する事務は、次のとおりとする。

財政係

(1) 財政計画に関する事。

(2) 予算編成及び執行管理に関する事。

(3) 財政状況の公表に関する事。

(4) 地方交付税に関する事。

(5) 市債に関する事。

(6) 予備費に関する事。

(7) 基金の処分に関する事。

(8) 一時借入金その他資金計画に関する事。

(9) 財政統計及び諸報告に関すること。

第10条市民活動推進係の項第2号中「市民自治協議会」の次に「及び地域コミュニティの活性化」を加え、同項中第6号から第8号までを削り、第9号を第6号とし、同条に次の1項を加える。

自治振興係

(1) 自治振興に関すること。

(2) 認可地縁団体に関すること。

(3) 地区集会所に関すること。

第10条の2の2次のように改める。

第10条の2の2 ICTイノベーション推進課が分掌する事務は、次のとおりとする。

イノベーション推進係

(1) 科学技術イノベーションを活用した施策の推進に関すること。

(2) ICTを活用した業務改革に関すること。

(3) 情報化施策の推進に関すること。

(4) 情報技術の活用による市民サービスの向上に関すること。

(5) オープンデータに関すること。

(6) 公民連携に関すること。

システム管理係

(1) 情報システムの運用管理に関すること。

(2) 情報ネットワークの運用管理に関すること。

(3) 情報機器の運用管理に関すること。

(4) 情報セキュリティポリシーに関すること。

(5) 社会保障・税番号制度の総合調整、企画及び推進に関すること（他課の所管に係るものを除く。）。

(6) 課の庶務に関すること。

第10条の3中「環境モデル都市推進課」を「SDGs推進課」に改め、同条環境モデル都市推進系の項第1号から第3号までを次のように改める。

(1) SDGs未来都市の推進に係る総合的な企画及び調整に関すること。

(2) SDGs未来都市に係る施策の推進に関すること。

(3) 環境モデル都市に係る企画、調査及び連絡調整に関すること。

第10条の3環境モデル都市推進系の項に次の1号を加え、同項を同条SDGs未来都市推進系の項とする。

(4) 部及び課の庶務に関すること。

第10条の3地球温暖化対策系の項第5号中「活用の普及啓発」を「及び省エネルギーの推進に係る企画、調査研究及び普及啓発」に改め、同項第9号を次のように改め、同項を同条低炭素まちづくり推進系の項とする。

(9) いこま市民パワー株式会社との連絡調整に関すること。

第10条の5商業観光系の項第3号を削り、同項第4号中「商業観光関係団体」を「商業関係団体」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を削り、同項第6号を同項第4号とし、同項第7号を同項第5号とし、同項第8号を同項第6号とし、同項第9号を同項第15号とし、同項第6号の次に次の8号を加え、同項を同条商工系の項とする。

(7) シェアリングエコノミーに関すること。

(8) 工業の振興に関すること。

(9) 企業等の誘致に関すること。

(10) 企業等の立地に関すること。

(11) 企業立地等の促進に係る関係機関との連絡調整に関すること。

(12) 中小企業の金融対策に関すること。

(13) 創業支援に関すること。

(14) 雇用対策に関すること。

第10条の5企業支援係の項を削る。

第10条の5の次に次の1条を加える。

第10条の6 商工観光課観光振興室が分掌する事務は、次のとおりとする。

観光係

(1) 観光振興に係る企画及び調整に関すること。

(2) 観光関係団体に関すること。

(3) 観光客の誘致に関する事業の推進に関すること。

(4) 高山竹林園の管理及び運営に関すること。

第11条市民係の項中第23号を第24号とし、第7号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 社会保障・税番号制度に係る個人番号の通知及び個人番号カードの交付に関すること。

第12条庶務係の項中第9号を削り、第10号を第9号とする。

第22条中「保護課」を「生活支援課」に改め、同条庶務係の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同項第4号中「支援」を「事業」に改め、同号を同項第3号とし、同項に次の1号を加える。

(4) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。

第22条保護係の項第3号を削り、同項に次の2号を加え、同項を同条生活支援係の項とする。

(3) 生活保護に係る統計及び報告に関すること。

(4) 生活困窮者の支援に関すること。

第22条の2予防推進係の項中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 一般介護予防事業に関すること。

第 27 条母子保健予防係の項中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

- (7) 統括保健師に関すること。

第 32 条地籍調査係の項を削り、同条に次の 2 項を加える。

交通対策係

- (1) 公共交通に関すること。
- (2) 地域公共交通活性化協議会に関すること。
- (3) 地域公共交通網形成計画に関すること。

地籍調査係

- (1) 地籍調査に関すること。
- (2) 公共基準点の管理及び使用許可等に関すること（他課の所管に係るものを除く。）。
- (3) 道路敷地取得等に係る未処理物件の整理に関すること。

第 34 条営繕第 1 係の項を同条営繕係の項とし、同条営繕第 2 係の項第 1 号を次のように改める。

- (1) 建築物及び附帯施設の定期点検に関すること。

第 34 条営繕第 2 係の項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、同項を保全係の項とする。

第 36 条の 3 住宅政策係の項に次の 1 号を加える。

- (3) 住宅相談に関すること。

第 37 条建築指導係の項中第 11 号を削り、第 12 号を第 11 号とし、第 13 号を第 12 号とし、同条建築審査係の項第 5 号中「エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）の」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）による建築物エネルギー消費性能適合性判定及び」に改める。

第 3 8 条公園管理系の項を同条公園系の項とする。

第 4 7 条の 2 第 1 項中「置くことができる」を「置く」に改める。

第 4 7 条の 3 第 1 項中「課」の次に「又は消費生活センター等」を加える。

(生駒市行政経営会議規則の一部改正)

第 2 条 生駒市行政経営会議規則（平成 2 5 年 5 月生駒市規則第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「秘書企画課」を「企画政策課」に改める。

(生駒市庁舎管理規則の一部改正)

第 3 条 生駒市庁舎管理規則（昭和 5 6 年 1 0 月生駒市規則第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「環境モデル都市推進課長」を「SDGs 推進課長」に改める。

別表第 2 中「秘書企画課長」を「秘書課長」に改める。

(生駒市公印規則の一部改正)

第 4 条 生駒市公印規則（平成 9 年 3 月生駒市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表の一般公印の表の 7 の項中「環境モデル都市推進課長」を「SDGs 推進課長」に改める。

別表の専用公印の表の 1 の項及び 2 の項中「秘書企画課長」を「秘書課長」に改める。

(給料等の支給に関する規則の一部改正)

第 5 条 給料等の支給に関する規則（昭和 3 2 年 7 月生駒市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の 5 第 1 項の表の 1 の項中「、福祉事務所の所長」を削り、同表の 2 の項中「危機管理監」の次に「、福祉事務所の所長」を加え、同表の 5 の項中「専門官」の次に「、秘書課の室長、商工観光課の室長」を加える。

(生駒市会計規則の一部改正)

第6条 生駒市会計規則(昭和48年3月生駒市規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

秘書企画課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—

を

秘書課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—
企画政策課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—
秘書課市制50周年事業室長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—

に、

財政経営課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—

を

行政経営課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—
財政課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—

に、

「いこまの魅力創造課長」を「ICTイノベーション推進課長」に、「環境モデル都市推進課長」を「SDGs推進課長」に、

商工観光課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—

を

商工観光課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—
商工観光課観光振興室長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—

に、

「保護課長」を「生活支援係長」に改める。

(生駒市福祉事務所処務規則の一部改正)

第7条 生駒市福祉事務所処務規則(平成25年3月生駒市規則第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項及び第2項中「保護課」を「生活支援課」に改める。

(生駒市屋外広告物規則の一部改正)

第8条 生駒市屋外広告物規則（平成14年3月生駒市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第12条中「環境モデル都市推進課」を「SDGs推進課」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。